

京都市訓令甲第 38 号

教育委員会事務局

高等学校

京都市教育手数料徴収事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

第2条第3号中「京都市立学校保育料，入園料及び入学料徴収条例」を「京都市立学校保育料等徴収条例」に改める。

第2号様式注以外の部分及び第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この訓令は，平成26年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)